

令和 6 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 3 月 2 8 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 1 5〕

① 件 名	
石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成事業の終了について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンは、平成 2 5 年度から定期接種に位置付けられ接種を開始したが、多様な副反応疑いが報告され、平成 2 5 年 6 月から積極的勧奨を差し控えていた。その後、厚生労働省の審議会で令和 3 年 1 1 月から積極的勧奨再開が決定されたことに伴い、接種機会を逃した方に対して、従来 of 定期接種の対象年齢（年度末年齢 1 2 歳から 1 6 歳）を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）を行うことが可能となり、接種期限は令和 7 年 3 月 3 1 日までとされた。</p> <p>一方、勧奨の差し控え期間中に定期接種の対象年齢を過ぎて自費で接種した方に対しては、自治体判断で当該任意接種の費用助成を行うこととされたことから、本市では令和 4 年 5 月に「石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成要綱」を制定し、助成（償還払い）を行うことでキャッチアップ接種対象者との不公平感を解消してきた。</p> <p>【目的】 助成申請期限である令和 7 年 3 月 3 1 日をもって、本事業を終了する。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮せるまち 第 4 節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進 1 健康づくりを推進する</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 2 5 年 4 月	ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンの定期接種化 以降、疼痛や運動障害を中心とした多様な副反応疑いが報告
6 月	積極的勧奨差し控え（厚生労働省通知） 以降、厚生労働省の審議会でワクチンの安全性など、整理・検討
令和 3 年 1 1 月	積極的勧奨の再開決定（厚生労働省通知）
令和 4 年 4 月	キャッチアップ接種が開始され、対象者へ個別通知や市報、HP 等で周知
5 月	石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成要綱の制定
令和 7 年 3 月	キャッチアップ接種の終了（但し、経過措置として、キャッチアップ接種期間中に 1 回以上接種している者は令和 8 年 3 月 3 1 日まで期間延長）
⑤ 主な内容	
令和 6 年度をもって、石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成要綱を廃止し、本事業を終了する。	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

令和5年度及び令和6年度の申請者はいないため、特に影響は無いと考えられる。

《参考》実績（令和7年2月末現在）

	助成件数	助成金額
令和4年度	7件	241,120円
令和5年度	0件	0円
令和6年度	0件	0円

【市財政への負担】

なし。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

要綱等を制定している県内の自治体においても令和6年度末に申請期限を設けており、一部延長する自治体もあるが、廃止予定の自治体が多い。

要綱廃止予定	仙台市・東松島市・塩竈市・登米市・栗原市・岩沼市 他
申請期限の延長予定	大崎市・加美町・美里町

※回答があり、公表可の市町村のみ記載

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年3月 石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成要綱の廃止
(施行予定年月日：令和7年4月1日)

⑨ その他